

予算特別委員会会議録

令和2年10月26日

宮古市議会

令和2年10月宮古市議会予算特別委員会会議録目次

(10月26日)

| | |
|-----------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のための出席者 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 2 |
| 開 会 | 4 |
| 付託事件審査(1) | 5 |
| 付託事件審査(2) | 15 |
| 閉 会 | 16 |

宮古市議会予算特別委員会会議録

日 時 令和2年10月26日（月曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第1号 令和2年度宮古市一般会計補正予算（第11号）
- (2) 議案第2号 令和2年度宮古市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

出席委員（21名）

| | | | |
|-------|-----|-------|------|
| 工藤小百合 | 委員長 | 長門孝則 | 副委員長 |
| 白石雅一 | 委員 | 木村誠 | 委員 |
| 西村昭二 | 委員 | 畠山茂 | 委員 |
| 小島直也 | 委員 | 鳥居晋 | 委員 |
| 熊坂伸子 | 委員 | 佐々木清明 | 委員 |
| 橋本久夫 | 委員 | 伊藤清 | 委員 |
| 佐々木重勝 | 委員 | 高橋秀正 | 委員 |
| 坂本悦夫 | 委員 | 竹花邦彦 | 委員 |
| 落合久三 | 委員 | 松本尚美 | 委員 |
| 加藤俊郎 | 委員 | 藤原光昭 | 委員 |
| 田中尚 | 委員 | | |

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

付託事件審査（1）

| | | | |
|----------------|--------|--------|--------|
| 総務部長兼 会計管理者 | 中嶋巧君 | 企画部長 | 菊池廣君 |
| 市民生活部長 | 松館恵美子君 | 産業振興部長 | 伊藤重行君 |
| 危機管理監 | 芳賀直樹君 | 財政課長 | 箱石剛君 |
| 企画課長 | 多田康君 | 環境生活課長 | 北館克彦君 |
| 水産課長 | 佐々木勝利君 | 危機管理課長 | 佐々木雅明君 |

付託事件審査（2）

| | | | |
|------|-------|--------|--------|
| 総務部長 | 中嶋巧君 | 市民生活部長 | 松館恵美子君 |
| 税務課長 | 三田地環君 | 総合窓口課長 | 西村泰弘君 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 下島野悟 | 次長 | 松橋かおる |
| 主任 | 佐々木健太 | | |

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（工藤小百合君） ただいままでの出席は21名であります。定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会します。審査に入る前に申し上げます。本日の案件は、付託事件審査2件となります。審査はお配りしております審査日程のとおり、議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算（第11号）、議案第2号令和2年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の審査となりますので、よろしくお願ひします。発言及び答弁は一問一答方式でお願ひします。発言の時間につきましては、質疑、答弁を含め、1人20分以内としますので、質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願ひします。なお、必要がある場合には二巡目まで行います。当局においては、場合によっては反問権を認めますので、よろしくお願ひします。それでは審査を行います。議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算（第11号）を審査します。審査は歳入歳出一括で行います。発言される方は、議案書のページ款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願ひします。

○

付託事件審査（1）議案第1号 令和2年度宮古市一般会計補正予算（第11号）

○委員長（工藤小百合君） それでは鳥居委員。その次は佐々木重勝委員です。鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） おはようございます。4款衛生費、1項保健衛生費、4目公害対策費の中のなんていうのかな、積算根拠ってありますか。臭気測定業務委託料というのがありますが、この対象施設数が田老地区15施設となっておりますけれども、これは主に加工団地だと思うんですが、そのほかにはどこが対象になってますか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 委員おっしゃるとおり加工団地のところの15カ所を想定してございます。

○委員長（工藤小百合君） 鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） 浄化槽は対象外ですか。今回は入ってないですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。今回は大気の測定ということでございますので、浄化槽関係の分は含まれてはございません。

○委員長（工藤小百合君） 鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） 空気の測定ということは空気の中のおいを測定するんでしょう。何で浄化槽の分は入っていない。浄化槽の臭いも空気の中の大気の中の臭いですよね。あれもちょっと調べてもらいたいと思うんですけど、今回は対象外なんですかっていうことです。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） ちょっと委員がどこの施設の部分をおっしゃっているかというのが、不明なところもあるんですけど、今回加工団地の方からの悪臭があるということでございまして、その周辺の施設のところはほぼ網羅して調査する予定でございますので、その部分も含まれているかと思うんですけども。

○委員長（工藤小百合君） 鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） あそこからも出ていると断言はできないんですけども、そういう感じもしますんで、もしできるものであればやってもらいたいと思います。それと臭いを検査、悪臭を測定するとき、そのとき、その大気の中に悪臭を発生するものがなければ、その時点でなければならないと公害とかその悪臭ではないという結果になる

んですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。悪臭が出ないように処理をしていただくというのが大前提でございます。それが処理できる状態であれば、悪臭が出ていないということであれば影響はないという形でございます。

そのとおりに処理を続けていただくというのをお願いしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） そうすればその悪臭の原因なんじゃないかなっていうものを自体も見るということではない。とにかく大気中の悪臭だけを今回は採取するんだかどうするのかその検査測定だけをやると。しつこいんですけどもそういうことですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。今回の調査でございますが、悪臭に関しては悪臭防止法という法律がございますので、こちらの措置に関しまして区域を指定して、その区域について、勧告であったりとか命令であったりとかという部分を発することができることになってございます。今回田老地区と言いますか、宮古地区全体につきましても、都市計画の用途区域につきましても、悪臭防止法の指定をしているところでございます。今回の持ち場から少し離れた部分でございますけれども、加工団地のあたりからも、田老の市街地のほうに臭いが流れてきているというふうな情報等ございまして、それで今回測定をして、基準を超えていて、そして住民の生活環境に影響があるというような状況が認められれば、その悪臭防止法に係る指定をして、必要な措置をしていこうと考えているものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） はい。わかりましたけれども、測定をする日っていうのは、例えば住民からきょうは臭いがしてるというようなときやるんですか、それともこちらの都合でこの日行くというような感じなんですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 現在取り締まりというふうな形での測定ができない状況でございますので、施設のほうにお願いをして、いついつ検査をしますというふうな形での測定をしたいと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 鳥居委員。

○委員（鳥居晋君） はい、わかりました。私も田老の住民でございますので、田老の（聞き取れない）が玄関口だってね、半年も前から非常に臭いが強くて住民は困っております。今は山王団地も出てね、風の向きでは向こうまでも臭うと。もう田老のまち全体がそういう臭いになってるってすごくイメージが悪くなりますんで、根本を見つけて嚴重にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 次は佐々木重勝委員。その次、落合委員です。佐々木委員。

○委員（佐々木重勝君） 私は1点のみについてお伺いをします。ページ数でいきますと1の4、1の5。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費ということで、1目の漁港災害復旧費委託料、12節委託料でございますが、これは台風被害によるものであるというようなことの説明がされましたが、委託料自体も1,450万円ということで結構大きい金額だと思います。それでこの復旧の内容を具体的に教えていただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい。今回の漁港災害復旧事業でございますけれども、9月の26、27日にかけて台風12号が温帯低気圧に変わったその低気圧の影響によりまして、日出島漁港の養殖施設と言われている施設な

んですが、いわゆる沖にある沖防波堤でございます。これが昨年の令和元年、台風19号で先端部3かんが被災して災害復旧中でございましたが、今回9月の低気圧による波浪によりまして4かん目も被災しまして、その部分災害復旧を行うための調査設計業務委託になります。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木委員。

○委員（佐々木重勝君） はい、わかりました。これから調査してからということになるのかなと思ってお聞きしたところですが、先ほども言ったとおり、委託料そのものも少額ではないという部分からいきますと、大きな工事、複数年度にわたる復旧工事になるのかなと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） ちょっと今これから調査入りますもので、どのぐらい工期がかかるかっていうのはちょっと調査によりますけれども、昨年の台風19号の災害にさらに増派した形になりますので、そこもあわせてやり遂げるとあそこはちょっと波浪が結構きついでございますので、工事ができる日、できない日がございますので、一応は最短でやる工期を設定するとは思いますが、波浪状況によって長引く可能性もございます。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木委員。

○委員（佐々木重勝君） もう1点、最後にします。私の記憶でいけば、島に向かってというところですがね。結構なんつうか、いつもって言えば失礼ですが、結構毎回毎回ここはやられているような気がするんですが、何とかもう今業務設計委託の段階ですが、がっちりとした部分ができないものかなという思いで質問しますけれども、その辺の何か見通しというか、今まであったのをもとに戻すのが復旧かもしれませんが、これからより強固なものをつくっていただけるような形での質問でありますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい。この場所は委員おっしゃる通り、日出島へ向かう沖側にある沖の防波堤でございますが、平成23年3月11日の東日本大震災で被災して、復旧を図ったんですけれども、その後あわせて5回被災してございます。おっしゃるとおり宮古市といたしましても、もう被災しないように復旧したいという思いがございまして、岩手県を通じて水産庁のほうにもその旨をお話ししておりまして、ただ取扱いが災害復旧になりますので、できる部分できない部分ございますけれども、宮古市としてはもう被災しないような形で復旧したいという思いで水産庁のほうに相談しているところです。

○委員長（工藤小百合君） 次に加藤委員、その次は田中委員です。加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） よろしくお願ひします。主要事業の説明資料のほうに沿って質問いたしますが、先ほど鳥居委員も質問しておりましたが、公害対策費のところなんです、もうちょっと私も疑問に思っておりますので、質問をさせていただきます。悪臭防止法に伴っての事務ですが、これは県の事務と市の事務とあると思うんですが、その辺の区分についてはどのようになっていますか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい、お答えいたします。悪臭防止法ですけれども、平成23年度に改正がございまして、県は市以外の町村の部分で、市は市部の部分を担当するという形になってございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） そうですか。宮古市になったから、市の事務だと。合併する以前については、県の事務だったんだけど、合併して宮古市地域になったってということから、市の事務になったということで、わかりま

した。それで、今度こういうような臭気を感知する装置をつけるということで、それでもっともし臭気を感知したそのある一定の数値を超えた臭気を感知したって言った場合には、宮古市としてできることは、どこまでできるっていうふうに理解したらいいんですか。例えば先ほど鳥居委員が質問していましたが、排水からの臭気のことを多分質問したと思うんですが、それが排水そのものではなくて、臭気についてのある一定の数値を超えた場合には、排水をとめるとかっていうことまで改善を発することができるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） まず今装置を設置するという話が若干ございましたけれども、臭気につきましては許容限度の測定ということで、環境大臣の臭気判定士の免状を受けた専門の方が測定をするというような形になってございます。どこまで市としてできるかという部分でございまして、勧告、命令という形で法律に定められてございまして、命令の部分は改善命令のほうを出していくという形になりますけれども、関連の罰則といたしましては1年以下の懲役、100万以下の罰金というふうな形でのところが法律には明記されております。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） そうするとその臭気を測定するっていうことの何ていうのかな、臭気の許容限度を超えるものだっていうように判定するっていう判定する方は、そのある資格の有資格者じゃないと答えを出せないし、市ではなくて、そういう何とか士っていう資格を持っている方ではないと判定できないっていうことですか。そうなった場合に、そういう方は宮古市の中に職員でいるのかどうか。どっかに委託するっていう事業になるのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい、専門の業者に委託するような形でございます。一応県内では四つの業者を把握してございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） すいません、長くなって申しわけないんですが、そうすると委託料も含めて臭気測定業務委託料ですよ。なんていうのかな、装置をつけることも含めての全体の委託料がこれくらいの458万円っていうことですか。その装置も含めて全体の委託っていうことですね。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。調査の中身につきましては、現地に行って空気の方を採取して、その採取した臭いをその判定士の方々が嗅いで、それを臭いがしなくなるまで嗅いでいってその割合によって臭気というのが出てくるような形になるんですけども、そこが1カ所当たり8万円、そして、その採取に当たる部分が大体1日5検体ぐらいの調査ができるということでしたので、五日間を想定しております。そして、そのほかに機械の損料というのを含めまして、458万円という形でございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 失礼、申しわけないです。相手方、臭気を発生しているのではないのかっていう相手方、いわゆるあそこの加工団地から臭気が発生しているのではないのかっていうことで、この測定士の方が行って測定すると。そのときには、あそこの加工団地になるのか、あるいはまたあそこの最終処分をやっている方っていうのかな、魚腸骨の処分をやっている業者さんとの多分協定とか約束事がある、こっちのほうから勝

手に行って調べるということができなくて、業者さんのほうとの了解の上で調べに行きますんで、よろしくお願ひしますっていうような協定、約束ごとがあったと思うんですが、それはまだ生きていますか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） すいません、協定につきましては多分締結はこの関係の部分ではしていないと思っております。しかしながら、測定の場合には、いきますということでお願ひをして測らせていただくという形をとろうと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 質問を変えます。次に防災費のほうですが、9款消防費の1項消防費の4目防災費ですが、先日内閣府ですか、内閣中央防災会議で出したハザードマップ浸水域の想定浸水域についての説明を詳しくいただいたところですが、それであるときの説明では、県の浸水域の発表を持って、それを見てから市の対応について決めたいっていうような答えがあったと思うんですが、県の発表前にこういうふうに宮古市でハザードマップをつくっていただくっていうことは、その判断は変わったわけですか。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木雅明君） はい。県のほうでつくる浸水域の想定というのは、来年の8月というのはそのとおりでございます。そこを目標というかその結果に応じてというのは、今あるハザードマップを全改定して改めて作り直すというのが、その時点、その県の結果を受けてという考え方でございます。今回の場合はこの間発表されたものについて、浸水域が広がっている部分もありますので、暫定的に広がった部分についての改訂版をこちらでつくって早く市民の方にお知らせをするという目的で急いでつくろうとするものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） そうですか。津波ハザードマップの暫定版っていうふうに確かに書いてありますから、そのとおりなんだろうと思いますが、この暫定版については、市内全域、地方防災会議の発表によりますと、詳しくなかったと思うんですけども、それについては詳しくない部分、地域については、そのことの県の発表も待ってから、もうちょっと各地域分が発表になってからハザードマップをつくったほうがよろしいのかなと思っただんですが、宮古市独自の判断でもって、例えば津軽石地区とか、鉾ヶ崎地区とか、あるいはこの辺とかそれから田老地区っていうようなことを分けてのハザードマップの作成っていうふうに理解してよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木雅明君） はい。内閣府が発表した図面というか、資料で明らかに従来のハザードマップで想定した区域より広がっている部分っていうところについては、注意喚起をする必要がありますので、そこについては独自に我々のほうで今市民説明会を開いて皆様にもお知らせしておりますけれども、そこでこの辺まで浸水するという発表がされてますという部分について、暫定版としてつくって出すというもので、従来の範囲におさまって従来のハザードマップの範囲内のところまで全部直すというものではございません。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） はい。大体理解できましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。次に、1の3の債務負担行為の補正のところなんですが、宮古市地域創生センターの管理運営に伴う委託料の件ですが、これは指定管理の年月日を令和3年から令和7年までっていうふうに決めておりました。そこで、宮古市地域創生センターの管理運営についてなんですが、市の担当課はどちらだったんでしょうか。

- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい、現在の企画部企画課において事務を執り行っているところでございます。
- 委員長（工藤小百合君） 加藤委員。
- 委員（加藤俊郎君） あそこに創生センターに入る方っていうのかな、シルバー人材センターと市の土木の大きいところはその辺、あとプラスレンタルルームみたいなのができるっていうことなんです、整備後もずっと企画部、企画課でずっと管理するっていうことですか。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい。現在の指定管理の予定といたしましては、今ご指摘ございました建設課の現場の詰所、それからシルバー人材センターの部分については、今回の指定管理は含めず別管理ということにさせていただきます。それからご指摘ございました、貸し館をするとか、あとは子どもさんが遊ぶところとか、そういう部分をこの地域創生センターとして企画課が管理をしていくというところでございます。今後どうするかについては、未来永劫企画課が持つということを意思決定したわけではございませんが、運営を見ながら、今後また検討してまいりたいとは考えてございます。
- 委員長（工藤小百合君） 加藤委員。
- 委員（加藤俊郎君） 最後になりますが、宮古市地域創生センターについての管理運営していくための根拠条例についてはもう決まっていたか。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい。先般の9月議会において提案をいたしまして、議決をいただいたところでございます。
- 委員長（工藤小百合君） 次は田中委員です。田中委員。
- 委員（田中尚君） はい、よろしくお願いいたします。ちょっと今加藤委員が触れた部分でもありますが、歳入ではページ数でいきますと1の2ページ、債務負担行為の補正分で今議論なされた部分について、私もちょっと改めて伺いたいと思います。それは何かといいますと、今おっしゃった費用の部分であります。シルバーセンター、それから建設課の詰所等はこの管理の対象から除くという説明でございましたが、これは今の改築の事業ですね、3月末が完成をいわば予定されているというふうに説明いただいておりますけれども、当然4月1日からの指定管理料です。5年間です。そうしますと単純にすると4,300万円っていうご提案をいただいているわけでありまして、今建物の改修事業の進捗状況がどんな状況になっておりますか。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい。9月17日に契約をいたしまして、それぞれ建築工事、電気設備工事、機械設備工事、それから工事管理ということで各事業がスタートしておるところでございます。お通りなつた方はごらんになったかもしれませんが、現在間仕切りの撤去等を進めているところでございまして、中の改修作業に鋭意取り組んでいる途上でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 田中委員。
- 委員（田中尚君） 今回の議会でこういう提案をいただいているっていうことは、まず改修事業自体は十分予定の工期内で完遂をするということが前提だというふうに理解するわけなんです、そのような理解でよろしいでしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） はい。現在の通り、ご説明をいたしましたとおりの工期で進んでいるものというふうに認識してございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そこで私の記憶ではですね、先ほど年間4,300万円ということについているこの委託料の内訳は総務常任委員会の所管ですので、ちょっと私の記憶では受けたかなという曖昧な部分ですので、改めて、この単年度4,300万円のいわば費用積算の内訳をご説明いただきました。

○委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） はい。4,300万円の内訳でございますが、大きく分けると、人件費として2,600万円ほど。それからそのほか物件費といたしまして、1,800万円ほどの内訳となっております。職員体制につきましては、現在7名の職員というふうに想定をいたしまして積算をしておりますのでございます。物件費等につきましては類似施設、それから前用途であります警察署の費用とかを参考にしながら、あと空調設備等今回更新を予定してございますので、新しい空調設備の運転効率とかを見ながら算定をしたというような経過でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 総務常任委員会での説明のときにはですね、このいわば委託先なんですけども、随意契約を予定しているという説明いただいた記憶があるんですが、ここはそういう理解でよろしいのか、間違っていたら訂正の説明いただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。

○委員（田中尚君） はい。指定管理の募集につきましては公募という形でやらせていただきたいということで説明を申し上げてきた経過がございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） はい、大変失礼しました。私の記憶違いでしたので、そこは今の答弁ですとしたいと思います。そこでページ数でございますが、先ほど来から議論されております1の4ページですね。その中の4款衛生費、4目公害対策費、田老の水産加工団地であります。これは昨日今日の問題じゃないってことは鳥居議員が指摘したとおりであります。水質汚濁防止法が改正されて、それこそはるか昔の話になるんですが、そのときから田老の入り口がとても臭いという、悪臭がひどいというのがあったんですね。それがいまだに合併してから、かれこれもう10年過ぎるんですが、さらにさかのぼるとそういうことが過去にあるんですが、そこで先ほどの北館課長のお答えの中にありましたが、検査体制、1カ所8万円で1日5カ所5日間と、ざっと計算すると200万円になるわけであります。これはですね私が思うには、むしろモニター制度を活用した方が費用も安く、やっぱりあそこのその異臭の発生状況も正確に把握できるんじゃないかなと思うんですが、その辺は検討されたんですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） モニター制度のちょっと中身について私もどのような形になるのか理解のところが及ばないんですけども、基準というのがございまして、臭気の部分ですと、許容範囲の12という数字がございまして、そこの判定をしていただくのが環境大臣の許可を受けた判定士の方というふうな形になりますので、専門の方に調査していただくことが一番かと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） つまりですね、私の記憶では、季節によってそのにおいの強さが違うというのが私の実体験であります。したがって、田老地区の水産加工団地が原因と思われる異臭ですね。これは年中同じような臭いなのか、あるいは季節的にはばらつきがあるのか、その辺はどんなふうに把握されておりますか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） さまざまな事業所さんございますけれども、特に臭いがひどいと言われる業者さんもございます。そここのところでいけば、先ほど来田老の市街地のほうまで臭いがいったというお話してまされども、それ以来毎日足を運んで点検をしているところでございます。本来シャッターをきちんと閉めて営業するとかというそういう条件のもとで営業することを住民の方にも約束している部分でございませけれども、そういうふうなところが守られているかというところをチェックしながらやっているところでございます。その上できちんと測定をいたしまして、どういう状況かというのを今回調査したいと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 課長のお答えの中にはモニター制度というのは思いが及ばなかったっていう意味のお答えをいただいているわけでありませけれども、今お話を伺いますとさらにですね、この事業所っていう表現が出てきました。そうしますと、かなり絞られているのかなというふうな実感がします。なおかつそこから先は、先ほどのお答えの中にありましたように、法律に基づくいわば改善措置も含めてですね、それをやるためにはデータが必要だという流れができてきているのかなと思っておりますけれども、私が思い描いたモニター制度というのは、田老全体が年がら年中こういう臭いで困っているのかどうなのか、季節ごとによってどうなのかっていうことは住んでいる方がわかるわけでありませから、そういう意味で周辺の住民の皆さん方にモニターを委嘱して異臭の状況を朝昼晩、あるいは季節。まず全容をつかむということは大事ではないのかなと思ったので、そういう質問した経過がございませ。今課長のお答え聞いておりますとかなり絞られてきているという思いがしましたので、そこでそこから先は私も加藤議員と同じ認識です。やっぱり、その想定されるであろう事業所の許可をいただいてから検査に入るっていうのはね、本当にそれで効果があるのかなと。抜き打ち検査ということもやっぱり検討する必要があるんじゃないのかなと思うんですが、これ抜き打ち検査はできる、できないどっちですか。

○委員長（工藤小百合君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 今回の調査ですけれども、敷地の境界付近とあとは排気口からの臭気の調査をしようと考えてございませ。排気口からの部分でございませと、事業所の敷地内に立ち入りということになりますので許可が必要かと考えてございませ。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） はい。いずれこの問題につきましては地元の鳥居議員、さらには加藤議員等もその事業の効果が上がるようにという趣旨の質疑があったというふうに私は理解しておりますので、しっかりと改善効果が上がるように、私からも指摘をしたいと思ひませ。そこで次の質問であります、9款消防費、これはいわばハザードマップの件について伺ひませけれども、先ほど佐々木課長のお答えによりますと、内閣府で作成をしたいわばハザードマップ、もう既に広報でその一部は、私たちは見ているわけでありませけれども、さらにそれをもっと詳細な形で図面にしてお配りするデータそのものは、内閣府が既につくったものだというふうな答弁に理解するんですが、そういう理解でよろしいですか、確認です。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木雅明君） はい。内閣府からご提供いただいたものについて現在あるハザードマップに改定するというか、エリアが広がる部分載せて現在のハザードマップと対比して見られるような形で市民の皆さんにお知らせするという考え方でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 岩手県の場合には内閣府の作成したこの防災ハザードマップに対する同意が遅れたということについて私はむしろ評価しております。どういうふうな評価かと言いますと、やはり2つありまして、防波堤がいわばその壊れないっていう前提と、それから壊れた場合と両方の浸水域が示されているわけでありまして、私は宮古の場合にはそれに限らず、大震災以降大きな変化があった。それは私の理解からいきますとね、いわゆるV字型の津軽石湾に向かってこういう形の宮古湾です。この宮古湾に大きな変化があるわけですね。どういうことかと言いますと、あそこに工業用地として整備されましたいわば藤原埠頭、別名宮古港でありますけれども、あそこには新たな防潮堤がつけられました。これはあそこに進出した工場の安全を担保するために造ってほしいということのできたわけでありまして、そういうふうな部分からいきますと、まさしく構図はですね、田老と同じなんです。第1選定、第2選定っていうことができた。多分内閣府には、宮古港内の後づけで整備をした10.5メートルですかね防潮堤、これは多分入っていたのか入ってなかったのかっていうちょっと不安が残るんですが、当然市のほうとすれば、これはちょっと不十分だって思いもあっていろいろ掛け合って今日に及んでるっていうのが私の理解なんです、端的に伺いますけれども、藤原埠頭内の防潮堤ができたことによって、逆に海の面積が減ってるというふうには私は理解するんですが、それはそういう理解で担当者の方もそういう考え方なのか確認です。お答えいただけますか。

○委員長（工藤小百合君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 申しわけありません。海の面積が減ってるっていうふうな感覚で今回の浸水域とかハザードマップは考えておりませんので、即答はちょっとできません。今回の趣旨は、浸水域として内閣府が出したものがとりあえず今私たちが持っている、市民が持っているハザードマップの浸水域、東日本の実績より広がってる部分については、やはり皆様にいち早くお知らせする必要があるだろうということから、淘汰させていただきたいなと思っています。今のハザードマップで津波のページっていうのは全部で16ページあります。その中の9ページに対してさらに広がりがあるっていうふうには読み取っていますので、その部分の色を塗らせていただいて、来年の8月また岩手県がさらに細かいことが出たときに、また新たに総合ハザードマップとして出させていただいてちょっと頻繁に出すことになるんですけども、できるだけ新しいものをとということのでつくっていきたいと思います。海の面積に関してはお答えできません。申し訳ありません。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 今回の大津波防災施設として真っ先に頭に思い浮かぶのは、防潮堤なわけですね。したがって、後からああいう形のコンクリートで立ち上げたわけでありましてけれども、もう一つ大事なことは、あの手のって言ったら失礼になりますけれども、ああいう形のコンクリートの垂直型、なおかつ10.5メートルっていうのは、昔の私の時代ですと白鳳時代、横綱大鵬と柏戸。なぜ柏戸がもろかったかと、彼は脚が長かったからなんです。つまり重心が高い上の方にあるために、ちょっと重心失っちゃうと倒れちゃう。大鵬は脚が短いので、なかなか倒れないということでもじって紹介しているわけでありましてけれども、やはりああいう形の高さが増すことによって、本来は台形型の防潮堤に効果があったと言われております。なおかつ、今回の教訓は越流した水によって、内部の壁の部分が浸食されて、それで防潮堤も壊れたというのがありますし、これはつい最

近の台風による長野県の防潮堤の決壊も似た様な状況が出ておりまして、したがってそこから何が出ているのかといいますと、内側もコンクリートで固めなきゃだめだというのが一つのやっぱり災害の教訓だと私は理解をしているわけですね。そうなるよね、今できているああいう形の柏戸的な防潮堤が本当に肝心の時に役に立つのか。喜ぶのは土建屋だけでないのかって、言葉がよくないですけども。そういう思いもしながら聞いておりますので、いずれ内閣府が示した案は、さまざまな構築物による津波を抑えるこれの効果がなかった場合の浸水域というのも想定しておりますので、やっぱりそこはですね、1番大事なのは逃げることでありますので、安全に津波に流されるということが生じないように、そういった意味でやっぱりしっかりとした従来と変わりますよという形になるというお答えですので、そこは住民の皆さんに津波に対する備えも含めて、やはりしっかりとした情報提供をされるようお願いして終わります。

○委員長（工藤小百合君） 発言される方の質問は最初確認しております。全員質問終わりました。今、竹花委員から挙手がありましたけど、関連であれば許可いたします。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今委員長のほうから指摘がありました。関連でございます。それは4款公害対策費の臭気測定業務委託料、議員と課長との質疑を聞いていて疑義がね、ちょっと私に理解ができないところが生じたので、確認をする意味でお伺いをしたいと思います。つまり私はこの調査の目的は、測定をして、臭気を出している発生の原因を一定程度特定していく。つまりどこに原因があつてどこの施設から、あるいは場所からね、そういったものが臭気を出している原因等をこの調査で測定をすることによって、一定程度特定をして、それが特定できた場合に、事業者等にしかるべき指導なり、改善を求めていくための調査だと、私はこういうふうに理解をしていたわけですが、どうも聞いていると状況の調査だということで、私はそういった意味では、この調査で一定程度の原因が特定できるだろうというふうに思っているんですが、どうでしょうか。その特定ができるかできないのか、その調査のためかというところを確認したいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） 先ほど来課長から説明をしておりますけれども、もともとですね、悪臭の規制というのは県の事業、県がすべきものでございました。それが平成20年に市の場合は、市に権限が悪臭の規制地域とか規制基準の設定を市ができるという、その権限の移譲があつたので今、市が対応しようとしているものでございます。現在宮古市において規制地域というのは、都市計画区域に限ってございます。つまり加工団地が入っていないので、その部分から出ているところの業者に対しては、勧告とかの指導ができません。お願いの形にしかならないので、まずその規制をするために状況を確認したいというので今回、調査費を計上させていただいて、臭気の検査をして、それでもって数値を確認した上で規制をかけて、その後に各業者にはもし基準を超えていけば指導していくと、そういうふうに考えています。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） これで終わりにしたいと思いますけども、となると、今回の調査はさまざま加工団地が都市計画区域に入っていないという、そういった状況も含めて、今後の対応を考えてのそういった調査だというふうに受けとめました。ですから私は率直に言って、この状況確認の臭気測定だと、当然それは、一定程度どこにどこの施設がどこの場所からそういった臭気は出しているかね、そういったところが特定をされるんだろうというふうに思っていましたらばどうもやりとりではそこが違うみたいだというふうだね。そうすると、今後その特定をするためのものではないのだと、今後原因等が発揮されるさらに調査等が必要になるんだという受けとめてよろしいわけでしょうか。その点はどうですか。

○委員長（工藤小百合君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） はい、その通りでございます。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算（第11号）の審査を終了します。説明員の入替えを行います。ご苦労様でした。

○

付託事件審査（2） 議案第2号宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

○委員長（工藤小百合君） 次に、議案第2号令和2年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を審査します。審査は歳入歳出一括で行います。発言される方は、議案書のページ款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第2号令和2年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の審査を終了します。説明員は退席願います。ご苦労様でした。

これより議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算（第11号）に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第1号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって議案第1号は原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第2号令和2年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第2号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件は全て審査を終了しました。皆さんにお諮りします。ただいま本委員会に付託されました全ての議案について、全会一致で可決すべきものと決定されました。よって、委員長からの提案ですが、10月26日の本会議における委員長報告に対する採決については、討論を省略し、全て一括で採決するよう議長に申し入れたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって本委員会の委員長報告に対する採決については、討論を省略し、一括で採決するよう、私から議長に申し入れたいと思っております。

○

閉 会

○委員長（工藤小百合君） これをもちまして予算特別委員会を散会します。

大変御苦労さまでした。

午前11時18分 閉会



予算特別委員会委員長 工藤 小百合